

先生各位

検体検査実施料に関するお知らせ

謹啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび2025年(令和7年)10月31日付け厚生労働省保険局医療課長の通知「保医発1031第2号」により、下記の検査項目に検査実施料の新設が通知されましたので、ご案内いたします。

謹白

記

● 適用日 2025年(令和7年)11月1日から適用

● 新規保険収載

検査項目	保険点数
赤痢アメーバ抗体定性	223点

● 新規保険収載

検査項目	赤痢アメーバ抗体定性
診療報酬 点数表区分	「D012」感染症免疫学的検査「49」
保険点数/判断料	223点 / 免疫学的検査判断料(144点)
留意事項	(62) 赤痢アメーバ抗体定性は、関連学会の定める適正使用指針に従い、アメーバ性肝膿瘍を疑う場合又は糞便検査が陰性かつアメーバ性大腸炎を疑う場合であって、ELISA法により血清中の赤痢アメーバ抗体を測定した場合に、一連の治療において1回に限り、本区分の「49」赤痢アメーバ抗体半定量、赤痢アメーバ抗原定性の所定点数を準用して算定する。

※受託未定